

令和5年4月27日

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当  
(防疫等作業手当) の改正について(提案)

1 提案理由

特殊勤務手当(防疫等作業手当)について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴う国家公務員の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特例措置を廃止する。

2 提案内容

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る以下の特例措置を廃止する。

	対象業務	手当額 (日額)
防疫等 作業手当	① 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務 ② 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理 ③ 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務 ④ 新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する業務	3,000円
	⑤ 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務 ⑥ 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務	4,000円

※①から④までの業務が深夜業務であるときは、その勤務一回につき3,000円。

※⑤及び⑥の業務が深夜業務であるときは、その勤務一回につき4,000円。

3 実施時期

令和5年5月8日

4 協議期限

令和5年5月1日